

○建築許可申請等手数料一覧(令和2年7月1日以降)

手数料の名称	手数料額	該当条項 ※法:建築基準法
仮使用認定申請手数料	130,000 円	法第7条の6第1項第1号、2号 法第18条第24項第1号、2号
道路位置指定申請手数料	74,600 円	法第42条第1項第5号
建築物の敷地と道路との関係 の建築認定申請手数料	50,000 円	法第43条第2項第1号
建築物の敷地と道路との関係 の建築許可申請手数料	143,000 円	法第43条第2項第2号
同上(包括基準案件)	50,000 円	同上
公衆便所等道路内建築許可申 請手数料	143,000 円	法第44条第1項第2号
同上(包括基準案件)	92,000 円	同上
道路内建築認定申請手数料	69,500 円	法第44条第1項第3号
公共用歩廊等道路内建築許可 申請手数料	228,000 円	法第44条第1項第4号
同上(包括基準案件)	141,000 円	同上
壁面線外建築許可申請手数料	228,000 円	法第47条ただし書
用途地域建築等許可申請手 数料	338,000 円	法第48条各項ただし書
同上(令第130条第1項関係)	61,100 円	同上
同上(令第130条第2項関係)	223,000 円	同上
同上(包括基準案件)	223,000 円	同上
特殊建築物等敷地許可申請手 数料	213,000 円	法第51条ただし書

○建築許可申請等手数料一覧(令和2年7月1日以降)

手数料の名称	手数料額	該当条項 ※法:建築基準法
建築物容積率特例許可申請手数料	228,000 円	法第52条第10項、第11項又は第14項
壁面位置制限敷地内の建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	228,000 円	法第53条第4項及び第5項
建築物の建ぺい率の制限適用除外許可申請手数料	143,000 円	法第53条第6項第3号
建築物敷地面積許可申請手数料	228,000 円	法第53条の2第1項第3号又は第4号
建築物の高さの特例認定申請手数料	69,500 円	法第55条第2項
建築物の高さの制限適用除外許可申請手数料	228,000 円	法第55条第3項各号
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	228,000 円	法第56条の2第1項ただし書
同上(包括基準案件)	141,000 円	同上
高架工作物内の建築物の高さの制限適用除外認定申請手数料	69,500 円	法第57条第1項
特例容積率の限度の指定申請手数料	$94,400+37,500 \times (N-2)$ 円	法第57条の2第1項 ※N:指定を受けようとする敷地数
特例容積率の限度の指定取消申請手数料	$16,200+13,500 \times N$ 円	法第57条の3第1項 ※N:指定を取り消す敷地数
特例容積率適用地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料	228,000 円	法第57条の4第1項ただし書
高度利用地区の建築物の容積率等の特例許可申請手数料	228,000 円	法第59条第1項第3号
高度利用地区の建築物の各部分の高さの許可申請手数料	228,000 円	法第59条第4項
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可申請手数料	228,000 円	法第59条の2第1項

○建築許可申請等手数料一覧(令和2年7月1日以降)

手数料の名称	手数料額	該当条項 ※法:建築基準法
都市再生特別地区内の建築物の容積率等の特例許可申請手数料	228,000 円	法第60条の2第1項第3号
特定用途誘導地区内の建築物の容積率等の特例許可申請手数料	228,000 円	法第60条の3第1項第3号、第2項ただし書
景観地区内の建築物の高さ等の特例許可申請手数料	228,000 円	法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号
景観地区内の建築物の各部分の高さの制限適用除外認定申請手数料	69,500 円	法第68条第5項
再開発等促進区等の建築物の容積率等の制限適用除外認定申請手数料	69,500 円	法第68条の3第1項、第2項、第3項
再開発等促進区等の建築物の各部分の高さの許可申請手数料	228,000 円	法第68条の3第4項
開発整備促進区内の建築物の用途の制限適用除外認定申請手数料	69,500 円	法第68条の3第7項
地区計画等の区域内の公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率の制限適用除外認定申請手数料	69,500 円	法第68条の4第1項
防災街区整備地区計画区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	69,500 円	法第68条の5の2
地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さの許可申請手数料	228,000 円	法第68条の5の3第2項
地区計画等の区域内の前面道路の幅員に応じた建築物の容積率等の制限適用除外認定申請手数料	69,500 円	法第68条の5の5第1項
地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	69,500 円	法第68条の5の6
予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	228,000 円	法第68条の7第5項
仮設興行場等建築許可申請手数料	130,000 円	法第85条第6項 法第87条の3第6項
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	197,000 円	法第85条第7項 法第87条の3第7項

○建築許可申請等手数料一覧(令和2年7月1日以降)

手数料の名称	手数料額	該当条項 ※法:建築基準法
一団地の建築物の特例認定申請手数料	・Nが1又は2の場合 94,400円 ・Nが3以上の場合 94,400+37,500×(N-2)円	法第86条第1項 ※N:一団の土地内の建築物数(附属建築物(50㎡以下)を除く。 以下附属建築物同じ。)
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	94,400+ 37,500×(N-1) 円	法第86条第2項 ※N:一団の土地内の建築物数(既存建築物及び附属建築物除く。)
敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	・Nが1又は2の場合 228,000円 ・Nが3以上の場合 228,000+37,500×(N-2)円	法第86条第3項 ※N:一団の土地内の建築物数(附属建築物除く。)
敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	228,000+ 37,500×(N-1) 円	法第86条第4項 ※N:一団の土地内の建築物数(既存建築物及び附属建築物除く。)
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	・附属建築物のみの場合 94,400円 ・Nが1の場合 94,400円 ・Nが2以上の場合 94,400+ 37,500×(N-1) 円	法第86条の2第1項 ※N:一団の土地内の建築物数(一敷地内認定建築物及び附属建築物除く。)
敷地内に広い空地を有する一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	・附属建築物のみの場合 228,000円 ・Nが1の場合 228,000円 ・Nが2以上の場合 228,000+ 37,500×(N-1) 円	法第86条の2第2項 ※N:一団の土地内の建築物数(一敷地内認定建築物及び附属建築物除く。)
敷地内に広い空地を有する一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	・附属建築物のみの場合 228,000円 ・Nが1の場合 228,000円 ・Nが2以上の場合 228,000+ 37,500×(N-1) 円	法第86条の2第3項 ※N:一団の土地内の建築物数(一敷地内認定建築物及び附属建築物除く。)
一の敷地内とみなす建築物認定又は許可取消申請手数料	16,200+ 13,500*N 円	法第86条の5第1項 ※N:現に存する建築物数(附属建築物除く。)
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率等の制限適用除外認定申請手数料	69,500 円	法第86条の6第2項
既存の一の建築物に係る全体計画認定申請手数料	50,100円+全体計画に係る2以上の工事のそれぞれにおける確認申請手数料	法第86条の8第1項 ※昇降機の確認申請手数料を除く
既存の一の建築物に係る全体計画変更認定申請手数料	17,600円+全体計画変更に係る工事のそれぞれにおける計画変更確認申請手数料	法第86条の8第3項 ※昇降機の計画変更確認申請手数料を除く
既存の一の建築物に係る用途変更に伴う工事の全体計画認定申請手数料	50,100円+全体計画に係る2以上の工事のそれぞれにおける確認申請手数料	法第87条の2第1項 ※昇降機の確認申請手数料を除く
既存の一の建築物に係る用途変更に伴う工事の全体計画変更認定申請手数料	17,600円+全体計画変更に係る工事のそれぞれにおける計画変更確認申請手数料	法第87条の2第2項 ※昇降機の確認申請手数料を除く
興行場等使用許可申請手数料	130,000 円	法第87条の3第6項
特別興行場等使用許可申請手数料	197,000 円	法第87条の3第7項
既存建築物の移転制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000 円	令第137条の16第2号